

汚染土壌処理施設の立地等に関する基準

制定 平成22年 3月25日

第1 趣旨

この基準は、汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱(以下「指導要綱」という。)第3第2項の規定により、汚染土壌処理施設の立地等に関し必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2に定めるところによる。

第3 基準等

1 立地環境

(1) 施設計画等協議書の提出時に次の条件を満たすこと。

イ 住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離が、おおむね50m以上であること。

ロ 学校、病院、診療所、図書館又は社会福祉施設に係る土地の敷地境界からの距離が、おおむね100m以上あること。

ハ 次に掲げる自然環境の保全を図る必要のある地域等を含まないこと。

(イ)自然公園特別地域

(ロ)自然環境保全地域特別地区

(ハ)鳥獣保獲区特別保護区

(ニ)緑地保全地区

(ホ)風致地区

また、次に掲げる区域等を原則として含まないこと。

(イ)自然公園普通地域

(ロ)自然環境保全地域普通地区

(ハ)緑地環境保全地域

(ニ)鳥獣保護区

ニ 次に掲げる災害防止等のために保全を図る必要のある区域等を含まないこと。

(イ)保安林、保安林予定森林、保安施設地区及び保安施設地区予定地区

(ロ)河川区域

(ハ)急傾斜地崩壊危険区域

(ニ)砂防指定地

(ホ)地滑り防止区域

(ハ)海岸保全区域

ホ 公共施設として、土地利用計画がある区域を原則として含まないこと。

ヘ 文化財保護を図る必要のある場所を原則として含まないこと。

ト 優良農用地又は優良農用地予定地として保全を図る必要のある地域を原則として含まないこと。

チ その他知事が汚染土壌処理施設に係る土地として不適当と認める場所を含まないこと。

(2) 地滑り，土砂崩れ等の災害の未然防止に十分留意すること。

2 立地要件

(1) 汚染土壌処理施設に係る土地の使用権原等

イ 汚染土壌処理施設に係る土地の使用権限が得られ，かつ，処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態，埋立方法，跡地利用等の条件その他必要な事項について土地所有者の承諾が得られること。

ロ 汚染土壌処理施設に係る土地までの搬入道路（国道，県道及び市町村道を除く。）の管理者から，汚染土壌の運搬に伴う車両の通行について，承諾が得られること。

(2) 汚染土壌処理施設に係る土地までの搬入道路の条件

イ 道路幅員は，大型車両の通行に支障がない幅員を確保できること。

ロ その他必要に応じて，関係機関の指導を受け，使用道路の選定，拡幅若しくは補修及び安全施設等の整備を行うことができること。

(3) 関係法令の規制

関係法令の規制を受けている場合には，関係法令による許可等が得られるものであること。

(4) その他汚染土壌処理施設の立地等について知事が特に必要と認める要件